



自転車は車の仲間です



交通ルールを守って安全に利用しましょう

自転車安全利用五則

令和4年11月1日決定

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車両（軽車両）です。

車道通行が原則です。

自転車は、**車道の左端に寄って**通行しましょう。

路側帯についても、道路の左側端部分の路側帯しか通行できません。



歩道を通行する場合は、
車道寄り部分を徐行しましょう。
歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止又は自転車から降りて押して歩きましょう。

【例外として普通自転車^{※1}が歩道を通行できる場合】

- ① 「自転車歩道通行可」の標識があるとき
- ② 運転者が、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者のとき
- ③ 車道や交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき



自転車歩道
通行可標識

2 交差点では信号と 一時停止を守って安全確認



信号や一時停止の標識を必ず守りましょう。

狭い道から広い道に出るときや、見通しの悪い場所では、必ず徐行・一時停止して、安全を確認しましょう。

ほかにも、二人乗り、傘差し運転、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホン等により周囲の音が聞こえない状態で自転車を運転すること等が禁止されています。



かごぱとくん

自転車損害賠償保険等に加入しましょう！

鹿児島県では、自転車損害賠償保険等への加入が、全ての自転車利用者に義務付けられています。^{※2}

鹿児島県警察



さくらロールちゃん

※1 普通自転車とは、長さ190センチメートル、幅60センチメートル以内であり、側車がなく、幼児用座席を除く運転者以外の乗車装置を備えず、ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあり、歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突起物がないもの

※2 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」により規定されています。

3 夜間はライトを点灯



無灯火は、他の人や車から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。

夜間、自転車で道路を走るときは、前部のライト及び尾灯（又は反射器材）を点けるようにしましょう。

4 飲酒運転は禁止



自転車も飲酒運転は禁止です。

お酒を飲んだ人に、自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

5 ヘルメットを着用



自転車を運転する場合、全ての自転車利用者がヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

鹿児島県では、保護者等は、中学生以下の子供が自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させなければなりません。^{※2}

ヘルメットは、あなたの命を守ります。

自転車に乗るときは、被害軽減に有効なヘルメットを着用しましょう。